

# 平成 22 年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

( 作成日 平成 22 年 3 月 12 日 )

事業の名称等

事務事業名	千代・南小松島小学校耐震化事業		整理番号	- 1 -
事業の実施主体	市(委託・補助事業含む)	国(法定受託事務等)	県(法定受託事務等)	
事業期間	単年度のみ	期間限定複数年度	(平成 年度 ~ 年度)	
根拠法令・要綱等	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(安全・安心な学校づくり交付金)			
事業担当部課	教育委員会 学校課		内線等	0885-32-3811

新規事業の概要・全体計画等(政策の発生源、提案に至るまでの理由)

千代・南小松島小学校校舎の耐震化事業については、市内の旧耐震基準で建設された小・中学校施設 31 棟の耐震化事業の一環であり、小松島中学校の 1 棟については平成 21 年度より改築工事に着手しており、先に行った校舎の耐震 2 次診断を基に平成 22 年度において 2 校 2 棟の耐震補強設計を行い、引き続き構造耐震指標(Is値)の低かった千代小学校校舎 1 棟の補強工事の発注を平成 22 年度に計画しております。南小松島小学校につきましても、国において補正などの支援措置があれば早期に補強工事を進めたいと計画いたしております。

事業の内容	手段(計画している主な活動の内容、手段、手順)
	千代小学校校舎 1 棟(RC造 3 階建 1,314㎡)、南小松島小学校校舎 1 棟(RC造 3 階建 2,223㎡)の耐震補強設計及び千代小学校校舎 1 棟の耐震補強工事
事業の目的	効果(事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか)
	児童・生徒が学校において安全・安心に学べるための環境整備あり、災害時における地元地域での重要な避難施設としての役割を持つ校舎の耐震化のため。

総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか?	<input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	総合計画上の位置付け	重点目標		基本目標	
			大項目	1	「安全」のまちづくり	
			中項目	1	災害被害の減少	
			小項目	3	地震・津波に対する備え(「減災」への取り組み)	

(理由)

地震や津波による災害対策のためには、学校施設の耐震化は児童生徒の「生命の安全」という点で重要なことであり、又、地域住民にとっては災害時には避難施設としての拠点となる重要な施設であることから、学校施設の耐震化は市全体の課題として早期に進めて行くことが必要であるため。

他の自治体の類似する政策との比較検討

県内の他の自治体と比べ学校施設の耐震化率が低いと、耐震化事業を拡大し耐震化の向上を早期に図る必要がある。

市民参加の実施の有無とその内容 ( 有 ・  ) を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか）
	議会及び児童生徒の保護者等から児童生徒の安全そして、災害時における避難施設としての役割をもつ学校施設の耐震化を早期に完了することの要望があります。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺状況等は今後のどのように変化していくか）
	現在、東南海・南海地震が今後の30年以内に発生すると言われている確率が50%から60%へと高まるなか、学校関係者や市民からの学校耐震化早期の完了への要望がさらに強くなると思われる。

事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	22年度	23年度	24年度	25年度以降	最終年度
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	20,076	20,076			
		地 方 債	17,200	17,200			
		その他（利用者負担等）	0	0			
		一 般 財 源	68,624	68,624			
	A	直接事業費（千円）	105,900	105,900	0	0	0
	人件費	正 規 職 員 数	人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費					
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	人	人	人	人	人
		臨時・嘱託職員の賃金等					
	B	人件費計（千円） +	0	0	0	0	0
A + B		105,900	105,900	0	0	0	
有効性について	この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input type="checkbox"/> ある a <input type="checkbox"/> ない	理由	校舎の耐震化事業を行わなければ、地震に対して児童生徒の安全面で問題がある			
	類似事業との整理統合はできないか？	<input type="checkbox"/> できない a <input type="checkbox"/> できる		理由	小学校の耐震化事業については、各施設について早期に完了することが望まれるため個々に事業を行うことが必要である。		
	成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="checkbox"/> ない a <input type="checkbox"/> ある	理由	今回の耐震補強工事を予定する校舎については、築年数も40年経過しており、内外装及び設備器機類も老朽化しており、耐震化工事と合わせて内外装の改修することが、望ましいと思われる。			
改善・効率化・見直しの方向性 上記において a を選択した場合、必ず記入してください。							
有効性							
	耐震化事業と共に施設の改修を行うことは、今後、耐震補強を行った校舎を活用するための環境上必要である。						
所属長による総合的なコメント							
市内の学校施設のうち旧耐震基準において建設された施設31棟については、児童生徒の安全を守ることに必要で重要な課題と考えており、学校施設の耐震化は早急に実施することが必要であります。							

# 平成 22 年度小松島市新規事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

( 作成日 平成 22 年 3 月 12 日 )

事業の名称等

事務事業名	土砂災害警戒区域周知事業		整理番号	- 1 -	
事業の実施主体	市 ( 委託・補助事業含む )	国 ( 法定受託事務等 )	県 ( 法定受託事務等 )		
事業期間	単年度のみ	期間限定複数年度	( 平成	年度 ~	年度 )
根拠法令・要綱等	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律				
事業担当部課	防災監理課		内線等	0885-32-2227	

新規事業の概要・全体計画等 ( 政策の発生源、提案に至るまでの理由 )

<p>平成 22 年 3 月までに、徳島県により小松島市内において最初の土砂災害警戒区域の指定がされる見込みとなり、以降順次土砂災害警戒区域の指定がなされていくであろうことから、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 ( 以下土砂災害防止法 ) 第 7 条第 3 項の規定により、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、それらの事項が記載されたハザードマップを順次印刷し、それぞれの警戒区域の周辺住民に配布する事業である。</p>	
事業の内容	<p>手段 ( 計画している主な活動の内容、手段、手順 )</p> <p>徳島県が測量したデータをもとにハザードマップの素案を作成し、そのデータを基本として修正を加え、印刷業者に発注してマップを作成する。作成したハザードマップについては、新聞販売店協同組合の協力を得て周辺住民への配布、及び小松島市ホームページへの掲載を行う。</p>
事業の目的	<p>効果 ( 事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか )</p> <p>土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を警戒区域の周辺住民に周知することで、土砂災害から周辺住民の生命を守ることに繋がる。</p>

総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか?	<input type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け	重点目標		基本目標
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	1	[ 安全 ] のまちづくり
			中項目	1	災害被害の減少
			小項目	4	情報
<p>( 理由 )</p> <p>災害被害の減少として、近年頻発しているゲリラ豪雨などにより発生する恐れのある土砂災害から市民の生命を守るために、特にその危険が高い土砂災害警戒区域について円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を事前に周知するためのハザードマップを作成、配布することを提案し、計画上の施策と結びつけている。</p>					

他の自治体の類似する政策との比較検討

<p>県に照会したところ、県内自治体において、現在ハザードマップを作成済みのところはないが、土砂災害警戒区域の指定が完了又は作業箇所の抽出が終了した地区を持つ自治体においては、ハザードマップを作成できるよう、県と調整中であるか、もしくはマップ作成を予定している。</p>
---

市民参加の実施の有無とその内容 (  ・ 無 ) を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
	土砂災害警戒区域内及びその周辺に居住する住民
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
	土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他必要な事項を事前に警戒区域の周辺住民に周知することにより、土砂災害発生時において対象となる住民の生命を守るための迅速かつ円滑な避難を可能とする。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか）
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺状況等は今後のどのように変化していくか）
	今後徳島県により小松島市内における土砂災害警戒区域の指定が順次進んでいくと見られるので、指定のあった区域から順次ハザードマップの作成、配布を行っていかなければならない。

事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	22年度	23年度	24年度	25年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金						
		地 方 債						
		その他（利用者負担等）						
		一 般 財 源	559	121	146	146	146	
	A 直接事業費（千円）	559	121	146	146	146	0	
	人件費	正 規 職 員 数	人	人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費						
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	人	人	人	人	人	人
		臨時・嘱託職員の賃金等						
	B 人件費計（千円） +	0	0	0	0	0	0	
A + B	559	121	146	146	146	0		
有効性について	この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input type="checkbox"/> ある a <input type="checkbox"/> ない	理由	土砂災害防止法の規定に反する。また、避難方法や避難所の場所を事前に周知していなければ、土砂災害が発生したときに迅速かつ円滑な避難が困難になる恐れがある。				
	類似事業との整理統合はできないか？	<input type="checkbox"/> できない a <input type="checkbox"/> できる		理由	当事業の実施要件等を助案すると、他に類似事業はないと考えられる。			
	成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="checkbox"/> ない a <input type="checkbox"/> ある		理由	徳島県による土砂災害警戒区域指定が完了した後で、市内全域のハザードマップを作成することも可能になる。			
改善・効率化・見直しの方向性 上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性								
	警戒区域指定完了後に市内全域のハザードマップ作成した場合には、全体像が把握しやすくなる。							
所属長による総合的なコメント								
県においては、県内で1万箇所を超える警戒区域がある中、この度小松島市内の立江地区の基礎調査が完了したことを受け、近く2日間の予定で地元住民と地権者を対象にした説明会を開催します。その後ハザードマップの作成作業となりますが、この目的は災害被害の減少であることから、県・地元住民との協議を重ね、理解しやすい内容としたと考えております。								

# 平成 22 年度小松島市新規事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

(作成日 平成 22 年 3 月 12 日)

## 事業の名称等

事務事業名	小松島市消費生活センター事業			整理番号	- 1 -
事業の実施主体	市(委託・補助事業含む)	国(法定受託事務等)	県(法定受託事務等)		
事業期間	単年度のみ	期間限定複数年度	(平成 22 年度 ~	年度)	
根拠法令・要綱等	消費者基本法・小松島市消費生活センター設置要綱等				
事業担当部課	市民生活課			内線等	0885-32-2132

## 新規事業の概要・全体計画等(政策の発生源、提案に至るまでの理由)

近年、消費生活相談の複雑化、高度化が進む中このような環境変化に対応するべく、平成 21 年 9 月 1 日に消費者庁が発足しました。また同日施行された消費者安全法の中で「市町村は消費生活センターを設置するよう努めなければならない」旨が明記されています。これは市民に身近な市町村に相談窓口を設置することにより、潜在する消費者トラブルを抱える市民の発見、救済するため 8 月 1 日に小松島市消費生活センターが発足となりました。

事業の内容	手段(計画している主な活動の内容、手段、手順) 消費生活センター相談窓口専用ホームページや、P I O - N E T を活用し、徳島県内の各消費者センターと連携を図る。消費生活に関する相談及び苦情への助言。
事業の目的	効果(事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか) 多重債務等を解決することにより、市民の健康で明るい、家庭生活の安定が図れる。そのことが消費の増加になり、経済も活性化され、市税や住宅家賃等の回収に繋がること期待される。

## 総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか?	<input type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け		重点目標		基本目標
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	1	「安全」のまちづくり	
			中項目	2	安全な日常生活の確保	
			小項目		消費生活	

(理由)

安全・安心な市民生活の確保。消費生活の向上。消費者保護体制の充実。に資する計画である。

## 他の自治体の類似する政策との比較検討

県内では、徳島市、鳴門市に続いて阿南市、美馬市が実施を予定しており、苦情相談を含め啓発事業など県と周辺自治体で連携を深めることが重要である。

市民参加の実施の有無とその内容 (  ・ 無 ) を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
	若年層から高齢者にかけて市民全般。
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
	消費者行政の充実を図るため、できる限り現場に近いところで、相談窓口をアッセンし、処理機能を強化するとともに消費者の立場に立って（その目線で）各種トラブルの解決に努める。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか）
	消費者庁の発足に伴い、国は地域の消費者の安全で安心な消費生活の実現を目指し、地方公共団体を支援するため消費者行政活性化基金を造成して消費生活センターの設置や相談員の養成を推進している。また消費者行政の一元化を図り、たらい回しや法のすき間に対応できるよう消費者行政の強化に取り組んでいくことが望まれている。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後のどのように変化していくか）
	多重債務や振り込め詐欺など、社会状況が悪化すれば、相談件数は今後ますます増えることが予想される。また、補助対象期間が3年間であるため平成24年度以降は国からの基金が継続されるかどうかは不明である。

事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	22年度	23年度	24年度	25年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金		11,968	3,505	0	0	継続
		地 方 債		0	0	0	0	0
		その他（利用者負担等）		0	0	0	0	0
		一 般 財 源		0	0	3,505	3,505	0
	A 直接事業費（千円）	0	11,968	3,505	3,505	3,505	0	
	人件費	正 規 職 員 数	人	0.2 人	0.2 人	0.2 人	0.2 人	人
		職 員 人 件 費		1,400	1,400	1,400	1,400	
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	人	2 人	2 人	2 人	2 人	人
		臨時・嘱託職員の賃金等		0	0	0	0	
	B 人件費計（千円） +	0	1,400	1,400	1,400	1,400	0	
A + B	0	13,368	4,905	4,905	4,905	0		
有効性について	この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input type="checkbox"/> ある a <input type="checkbox"/> ない	理由	市民が消費生活相談ができない可能性がある。				
	類似事業との整理統合はできないか？	<input type="checkbox"/> できない a <input type="checkbox"/> できる		理由	小松島消費者協会への委託事業を整理する予定である。			
	成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="checkbox"/> ない a <input type="checkbox"/> ある	理由	消費者相談を専門に取り扱うことから、他施設との併用は困難と思われる。また年間の利用者数もこれから上昇することが見込まれることから更なる成果の向上は今後の検討課題であると思われる。				
改善・効率化・見直しの方向性 上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性	小松島市消費者協会に今まで委託していた相談委託料について22年度は月割りで23年度以降は0円となる。							
	国や県などが開催する研修会等に参加し、法令の改正や政策の動向に関する情報収集を行う。							
所属長による総合的なコメント								
市民に身近な消費者行政の拠点として、被害の未然防止や情報提供が必要である。消費者の身近なところで消費生活の問題が解決できるよう消費生活行政への取り組みを強化したい。								

# 平成22年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

(作成日 平成22年3月12日)

事業の名称等

事務事業名	子ども手当	整理番号	- 2 -
事業の実施主体	市(委託・補助事業含む)	国(法定受託事務等)	県(法定受託事務等)
事業期間	単年度のみ	期間限定複数年度	(平成 年度 ~ 年度)
根拠法令・要綱等	子ども手当法、子ども手当交付要綱等		
事業担当部課	児童福祉課	内線等	0885-32-2114

新規事業の概要・全体計画等(政策の発生源、提案に至るまでの理由)

<p>平成21年12月23日の4大臣合意「平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて」に基づき、平成22年度政府予算案に所要額を計上しており、平成22年度分の支給のための所要の法律案(子ども手当法案:施行日は平成22年4月1日予定)を平成22年1月からの通常国会に提出している。子ども手当の創設にあたっては、次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、所得制限を設けず、中学校修了までの児童を対象に、初年度は、一人につき月額13,000円を支給することとしている。</p> <p>また、平成22年6月から支給予定の「子ども手当」の一部に、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、財源負担としては、現行の児童手当法の規定に基づく費用負担(国・地方(県・市)・事業主)を存続しており、児童手当と子ども手当との差額については、全額国庫負担という制度設計になっている。</p>	
事業の内容	<p>手段(計画している主な活動の内容、手段、手順)</p> <p>平成22年4月1日から子ども手当法施行により、本年度は、平成22年6月支給(4月・5月該当分)、10月支給(6月～9月該当分)、平成23年2月支給分(10月～1月分)の3回の支払月となる。但し、施行日において、児童手当支給対象者については、子ども手当支給申請手続は省略されることとなっているが、新規認定となる現行の児童手当の所得制限超過者や子ども手当支給対象の中学生及び転入者等については、支給申請の手続が必要となる見込みである。</p>
事業の目的	<p>効果(事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか)</p> <p>子ども手当は、次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援する観点から実施するものであり、受給者(親)の所得制限を設けないとともに、子どもの年齢や出生順位にかかわらず、一律に月額1万3千円を支給する制度であり、子どものための給付による子育て世帯の経済的負担軽減に資する施策である。</p>

総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか?	<input type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け	重点目標		基本目標	
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	2	「安心」のまちづくり	
			中項目	1	その人がその人らしく住める地域社会	
			小項目	5	少子化対策・子育て支援	
(理由)						
<p>子ども手当の支給により、児童の養育に係る経済的負担軽減策の一助として、児童を養育する世帯の生活基盤の安定に資することに繋がり、また、子ども手当制度が次世代の社会を担う子どもの育ちを社会全体で支援するという観点に立って創設された趣旨に鑑み、「地域において安心して出産し、子育て出来る環境の整備」という総合計画の施策に結びついている。</p>						

他の自治体の類似する政策との比較検討

<p>国の制度設計(子ども手当法案及び政府予算化)により創設された子育て世帯の経済的負担軽減施策であり、全国自治体一斉に施行日より事業実施となるため、他自治体の類似する政策との比較検討に及ばない。</p>
--

市民参加の実施の有無とその内容 (  ・ 無 ) を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
	0歳から中学校修了までの児童を監護、生計同一、又は生計維持している保護者等の受給者
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
	子ども手当を支給することにより、児童の養育に係る経済的負担軽減策の一助として、児童を養育する世帯の生活基盤の安定に資することに繋がることを目的とする。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか）
	本通常国会に提出される子ども手当法案は、平成22年度のみ単年度法案であることから、国の予算編成の動向により、平成23年度以降、子ども手当に関する支給額(本年度の倍額の月額26,000円を支給予定)や現行の児童手当制度の仕組みが廃止となるかどうか、また、児童手当制度の廃止と関連した地方の財源負担の問題等を含め、道筋が不透明であることから、国の制度設計如何によっては、地方財政状況の悪化に直結する要因となることが懸念される。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺状況等は今後のどのように変化していくか）
	平成23年度以降の子ども手当については、平成21年12月23日の四大臣合意にもあるように、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出する予定となっている。

事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	22年度	23年度	24年度	25年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	630,017	630,017				
		地 方 債	0	0				
		その他（利用者負担等）	0	0				
		一 般 財 源	70,358	70,358				
	A 直接事業費（千円）	700,375	700,375	0	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	1 人	1 人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費	6,557	6,557				
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	0 人	0 人	人	人	人	人
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 賃 金 等	0	0				
	B 人件費計（千円） +	6,557	6,557	0	0	0	0	
A + B	706,932	706,932	0	0	0	0		
有効性について	この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input type="checkbox"/> ある a <input type="checkbox"/> ない	理由	子ども手当給付事業は、国によって創設された事務事業のため、市単独の裁量で事業実施を行わないという前提が成立する事業ではない。				
	類似事業との整理統合はできないか？	<input type="checkbox"/> できない a <input type="checkbox"/> できる	理由	国により創設された子育て支援給付事業のため、補助制度の観点からしても、他の事業との整理統合という概念が許容されない事業である。				
	成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="checkbox"/> ない a <input type="checkbox"/> ある	理由	全国各自治体で施行日より画一的に制度がスタートする事業であることから、法定外としての成果向上を期すべき事業でないと考えられる。				

改善・効率化・見直しの方向性 上記において a を選択した場合、必ず記入してください。

有効性	
-----	--

所属長による総合的なコメント

国の制度として創設となる子ども手当給付事業は、来年度以降の国の予算編成の動向次第で、給付額や地方負担額等の制度そのものが変動していくことも懸念されていることから、地方自治体及び受給者双方にとっても、早期に安定的な制度化が望まれるところである。

# 平成22年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

(作成日 平成22年3月12日)

事業の名称等

事務事業名	子安保育所改築補助事業		整理番号	- 2 -	
事業の実施主体	市(委託・補助事業含む)	国(法定受託事務等)	県(法定受託事務等)		
事業期間	単年度のみ	期間限定複数年度	(平成	年度 ~	年度)
根拠法令・要綱等	徳島県子育て支援臨時特別対策補助金交付要綱、安心こども基金管理運営要領、小松島市子育て支援臨時特別基金条例				
事業担当部課	児童福祉課		内線等	0885-32-2114	

新規事業の概要・全体計画等(政策の発生源、提案に至るまでの理由)

<p>平成19年10月末に国の「新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」において取り纏められた「生活対策」として、『安心こども基金』が創設され、保育所等の施設の整備や多様な保育に対する需要に対応するための体制整備等、子どもを安心して育てることができる環境の整備に要する経費に充当する経済対策が講じられており、平成21・平成22年度の両年度においては、保育所等整備を目的とした従前の次世代育成支援対策施設整備交付金は執行が停止され、国から交付された交付金を財源として、各都道府県において基金(「安心こども基金」)として造成し、国庫負担相当額を県から市へ補助することとなっている。</p> <p>背景的には、民間保育園(所)の中でも、特に、緊急に保育所整備が必要な施設であった子安保育所の施設建替整備事業について、安心こども基金の財源を活用し、併せて市補助負担の一部にも昨年の国における経済危機対策としての「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を原資とする「小松島市子育て支援臨時特別基金」を取り崩し、充当することにより、財政負担的にも効果的な施設整備が可能となる。</p>	
事業の内容	<p>手段(計画している主な活動の内容、手段、手順)</p> <p>市内民間保育園(所)の1つである子安保育所は、園舎が一部木造施設部分もあることから、耐震構造面での水平耐力に問題を抱えており、加えて、昭和49年に改築した木造・鉄骨造り2階建の園舎も、新耐震設計法が施行された昭和56年5月31日以前に建築された施設であることから、市内民間保育園(所)の中でも、特に喫緊に保育所施設整備が必要な施設であるため、平成22年度に「保育所緊急整備事業」である施設建替整備事業を実施する。</p>
事業の目的	<p>効果(事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか)</p> <p>保育所緊急整備事業により、安心こども基金の趣旨である良好、かつ、安心して子育てができる保育運営環境の整備、維持が可能となり、施設建替後の平成23年より現行の定員増(60人・90人)を実施することにより、周辺地域の潜在的保育所入所ニーズの受け皿としての機能も担うことが可能となる。</p>

総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか?	<input type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け	重点目標		基本目標	
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	2	「安心」のまちづくり	
			中項目	1	その人がその人らしく住める地域社会	
			小項目	5	少子化対策・子育て支援	
(理由)						
<p>保育所緊急整備事業による施設整備により、老朽化した保育施設の保育環境整備の改善がなされ、また、定員増により、あきまち児童などの保育所入所児童の受け皿を確保し、併せて、近年における共働き世帯の増加や就労形態の多様化等による保護者の保育ニーズに対応した特別保育サービス機能の実施にも対応できる施設として、地域において安心して出産し、子育てできる環境の整備として、様々な保育サービスの需要に対応できることから、「地域において安心して出産し、子育てできる環境の整備」という計画上の施策体系と結びついている。</p>						

他の自治体の類似する政策との比較検討

<p>平成20年度まで民間保育所に対する施設整備補助として「次世代育成支援対策施設整備交付金」事業として実施されてきた経緯があり、平成21・22年度両年度は暫定的に「安心こども基金」の財源活用による「保育所緊急整備事業」となっているところであるが、民間保育園(所)に対する施設整備補助事業としては、他の自治体においても当該補助制度を活用するしかないと思われる。</p>
--

市民参加の実施の有無とその内容 (  ・ 無 ) を入れてください。

事業の対象	対象(誰、何を対象にしているのか)
	社会福祉法人 幸生会 子安保育所に通常保育入所や特別保育サービスを利用する保育所入所児童及びその保護者、並びに施設運営管理を行っている社会福祉法人
事業の意図	意図(事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか)
	当該保育施設整備事業により、ハード面では保育運営環境の保全が図られ、ソフト面では通常保育サービス利用者数の拡大、並びに延長保育事業等の特別保育サービスの実施による利用する保護者の保育ニーズの充足等の効果が期待される。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか)
	現在子安保育所に入所している保護者からも、施設運営管理の安全性を危惧し、老朽化した施設の早急な整備を望む声が寄せられている状況である。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか?	(社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺状況等は今後のどのように変化していくか)
	子安保育所の施設整備後、平成23年4月より現行の入所定員である60人から90人に変更することとなるが、子安保育所の施設整備により、一方で、特に周辺市域公立保育所の児童措置数の減少が懸念されることから、特に平成23年度以降、市内における就学前児童措置数の公私間・保育所間バランスの推移を的確に見極めていく必要があり、その推移を見極めた効率的な公立保育所運営のあり方、方策が求められるところである。

事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	22年度	23年度	24年度	25年度以降	最終年度
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	70,708	70,708			
		地 方 債	20,300	20,300			
		その他(利用者負担等)	15,050	15,050			
		一 般 財 源	5	5			
	A	直接事業費(千円)	106,063	106,063	0	0	0
	人件費	正 規 職 員 数	0.1 人	0.1 人	人	人	人
		職 員 人 件 費	789	789			
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	人	人	人	人	人
		臨時・嘱託職員の賃金等					
	B	人件費計(千円) +	789	789	0	0	0
A + B		106,852	106,852	0	0	0	
有効性について	この事務事業を行わない場合の影響はありますか?	<input type="checkbox"/> ある a <input type="checkbox"/> ない	理由	当該施設整備事業は、耐震構造的観点からも他の民間保育園(所)に優先して、実施すべき緊急性を要する事業であり、安心して子育てができる保育環境の整備に資することからも、事業実施をしない影響は大きい。			
	類似事業との整理統合はできないか?	<input type="checkbox"/> できない a <input type="checkbox"/> できる	理由	民間保育所に対する現行の施設整備補助としては、本補助メニューしかないことから、民間保育所の施設整備を実施するにあたって、このメニュー以外に財政負担的にも効果的な類似事業はないものと考えられる。			
	成果をさらに向上させる余地はありますか?	<input type="checkbox"/> ない a <input type="checkbox"/> ある	理由	施設整備により、保育所入所児童の処遇面の改善向上による当該保育施設における様々な保育サービスの質の向上が図られる成果が見込まれるところである。			
改善・効率化・見直しの方向性 上記において a を選択した場合、必ず記入してください。							
有効性							
所屬長による総合的なコメント							
「安心こども基金」を財源とする徳島県子育て支援臨時特別対策補助金の補助メニューである「保育所緊急整備事業」として、老朽化した民間保育施設の建替整備事業により、児童にとって安全な保育所運営が確保されることから、極めて緊急性が高い事業である。							

# 平成 22 年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

( 作成日 平成 22 年 3 月 12 日 )

## 事業の名称等

事務事業名	社会福祉憲章条例事業 (老人バス優待事業)	整理番号	- 2 -
事業の実施主体	市(委託・補助事業含む)	国(法定受託事務等)	県(法定受託事務等)
事業期間	単年度のみ	期間限定複数年度 (平成	年度 ~ 年度)
根拠法令・要綱等	小松島市社会福祉憲章条例第 14 条に基づく		
事業担当部課	市民生活課	内線等	0885-32-2132

## 新規事業の概要・全体計画等(政策の発生源、提案に至るまでの理由)

昭和 46 年に小松島市社会福祉憲章条例が施行され、昭和 49 年より本事業が開始となる。

事業の内容	手段(計画している主な活動の内容、手段、手順) 満 70 歳以上の高齢者に市バスを無料で利用してもらう。申請には 1 年以内に撮影した写真と保険証や運転免許証などの身分証明書を添付してもらう。
事業の目的	効果(事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか) 高齢者の日常生活における利便性の向上、社会参加の促進を計り、高齢者ドライバーの交通事故抑止に繋げるため。

## 総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか?	<input type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け	重点目標		基本目標	
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	2	「安心」のまちづくり	
			中項目	1	その人がその人らしく住める地域社会	
			小項目	2	高齢者福祉・介護福祉	

(理由)

安心・安全な市民生活の確保。消費生活の向上、消費者保護体制の充実に資する計画である。

## 他の自治体の類似する政策との比較検討

同じ地方路線のある、徳島市においては所得制限(前年の市町村民税所得割額が 6 万円以下である)を設けている。また鳴門市については 2013 年度末を目処に鳴門市バスを廃止する方針だが、70 歳以上の高齢者を無料にしている優遇策については正式に方針は決まっていようではありません。

市民参加の実施の有無とその内容 (  ・ 無 ) を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
	小松島市に住所を有する満70歳以上の市民。
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
	高齢者の社会参加を図り、高齢者ドライバーの交通事故抑止に繋げる。 また、今後は公共交通の維持存続という観点にとどまらず、地球温暖化対策、地域の再生など市の戦略の一部として捉えた総合的な検討が有効と思われる。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか）
	市民の方からは大変好評を得ている。窓口で申請受け付けをしていると感謝の言葉をよくいただく。議会からも必要性、継続性は非常に高いものでありアンケート調査、乗降調査も実施していることから事業内容の精査はできているものと考えられるが、事業費の適正化、またバスルートの有無による利用格差の改善。市内コミュニティバス等の導入を早急に検討すべきであるとの評価をいただいている。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後のどのように変化していくか）
	都市の広域化や人々のライフスタイルの変化、自家用車の急速な普及等により路線バスを取りまく状況は厳しさを増している。しかし、人口の減少や高齢化社会の中にあっても地域住民の安心・安全な生活が確保され地域の経済活動を維持向上させていくには、一人一人の活動量（行動範囲）の拡大が不可欠であり事業に対する期待は今後も高まることが予想される。

事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	22年度	23年度	24年度	25年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金						
		地 方 債						
		その他（利用者負担等）						
		一 般 財 源	34,628	34,628				
	A 直接事業費（千円）	34,628	34,628	0	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	0.5 人	0.5 人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費	6,500	6,500				
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	人	人	人	人	人	人
		臨時・嘱託職員の賃金等						
	B 人件費計（千円） +	6,500	6,500	0	0	0	0	
A + B	41,128	41,128	0	0	0	0		
有効性について	この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input type="checkbox"/> ある a <input type="checkbox"/> ない	理由	高齢者の日常生活における利便性が低下し地域の経済活動にも影響を及ぼす。また交通事故件数の増加が懸念される。				
	類似事業との整理統合はできないか？	<input type="checkbox"/> できない a <input type="checkbox"/> できる		社会福祉憲章条例の中で謳われている身体障害者バス優待事業との一本化。				
	成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="checkbox"/> ない a <input type="checkbox"/> ある		対象年齢の引き下げ。				
改善・効率化・見直しの方向性 上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性	事業コストの削減。							
	市民サービスの向上。生活困窮者に対する支援。							
<b>所属長による総合的なコメント</b> 老人等無料優待券事業につきましては、平成19年事務事業評価を受け、又平成20年度事務事業を受けたところでございます。その結果、市民生活課が調査いたしまし乗降人数がコンサルタント会社の人数と大差がなかったこと、市民生活課は運行収入については調査できなかったことからコンサルタント会社の調査結果を委託料の計算の根拠といたしました。今後も定期的に乗降調査を行うなど委託料の積算根拠の透明性の向上に努めていきたい。								

# 平成 22 年度小松島市新規事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

( 作成日 平成 22 年 3 月 12 日 )

事業の名称等

事務事業名	地域グリーンニューディール基金事業	整理番号	- 2 -
事業の実施主体	市 ( 委託・補助事業含む )	国 ( 法定受託事務等 )	県 ( 法定受託事務等 )
事業期間	単年度のみ	期間限定複数年度 ( 平成	年度 ~ 年度 )
根拠法令・要綱等	徳島県地域グリーンニューディール戦略支援事業補助金交付要綱		
事業担当部課	生活環境課	内線等	0885-32-2147

新規事業の概要・全体計画等 ( 政策の発生源、提案に至るまでの理由 )

<p>地球温暖化問題の喫緊の環境問題を解決するために必要な事業を実施し、中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的とする地域グリーンニューディール基金が創設されました。公共施設省エネ・グリーン化推進事業として、一般市民の来訪者の多い本市公共施設について太陽光パネルをはじめとする環境にやさしい設備を設置するとともに、自然エネルギーの活用や地球温暖化防止に向けた取組の重要性を啓発する。</p>	
事業の内容	<p>手段 ( 計画している主な活動の内容、手段、手順 )</p> <p>公共施設へ太陽光発電装置の導入、LED屋外照明灯設置、LED屋内照明設置</p>
事業の目的	<p>効果 ( 事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか )</p> <p>温室効果ガスの削減及び新エネルギーの啓発</p>

総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか?	<input type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け	重点目標		基本目標	
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	2	「安心」のまちづくり	
			中項目	3	生活環境への阻害要因の減少	
			小項目	1	循環型社会の構築	
<p>( 理由 )</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく小松島市地球温暖化対策実行計画の実施として、公共施設への太陽光発電システムを設置することは、二酸化炭素排出量を削減し、環境への負荷の少ない循環型都市の構築と合致するものである。</p>						

他の自治体の類似する政策との比較検討

<p>徳島市も既に太陽光発電システムを導入しており、本市も地球温暖化対策の率先した取組として導入するものである。徳島市庁舎太陽光発電システム システム概要 ・太陽電池容量 100.2KW ・想定年間発電量 95,803KWh ・事業費 138,545千円 徳島市が導入したシステムの年間発電量は、約10万キロワット時である。</p>
--

市民参加の実施の有無とその内容 ( 有  無 ) を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
	公共施設への導入
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
	温室効果ガスの削減及び新エネルギーの啓発
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか）
	関心のある環境問題のひとつとして「地球温暖化」があり、その対策として新エネルギー導入と省エネルギー実施が挙げられる。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後のどのように変化していくか）
	省エネルギー法の改正により、中長期計画では、年1%のエネルギー消費の削減を求められており、今後も自然エネルギー等を活用した二酸化炭素排出量削減を求められる。

事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	22年度	23年度	24年度	25年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	27,000	27,000				
		地 方 債						
		その他（利用者負担等）						
		一 般 財 源	3,000	3,000				
	A 直接事業費（千円）	30,000	30,000	0	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	0.5 人	0.5 人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費	2,500	2,500				
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	人	人	人	人	人	人
		臨時・嘱託職員の賃金等						
	B 人件費計（千円） +	2,500	2,500	0	0	0	0	
A + B	32,500	32,500	0	0	0	0		
有効性について	この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input type="checkbox"/> ある a <input type="checkbox"/> ない	理由	地球温暖化対策として温室効果ガス削減に取り組む必要がある。				
	類似事業との整理統合はできないか？	<input type="checkbox"/> できない a <input type="checkbox"/> できる		地域グリーンニューディール基金事業メニューであるため整理統合はできない。				
	成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="checkbox"/> ない a <input type="checkbox"/> ある		太陽光発電装置の導入による公共施設の改修であるため自然エネルギー利用に限定される。				
改善・効率化・見直しの方向性 上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性								
<p>所属長による総合的なコメント</p> <p>二酸化炭素排出削減については、省エネ活動の対策だけでは、排出量の削減に限界があるため、特に太陽光発電の導入等、ハード面での対策も進めていく必要がある。</p>								

# 平成22年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

(作成日 平成22年3月11日)

## 事業の名称等

事務事業名	がん検診事業			整理番号	- 1 -
事業の実施主体	市(委託・補助事業含む)	国(法定受託事務等)	県(法定受託事務等)		
事業期間	単年度のみ	期間限定複数年度	(昭和 58 年度 ~	年度)	
根拠法令・要綱等	健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2				
事業担当部課	健康増進課			内線等	0885-32-3551

## 新規事業の概要・全体計画等(政策の発生源、提案に至るまでの理由)

<p>本市の主要死因の1位はがん(H19年男性約40%、女性25%)で、がん死亡の部位別割合をみると、男性では1位肺がん、2位肝がん、3位胃がん、女性では1位胃がん、2位大腸がん、3位肺がんである。また、がん対策基本法(平成18年法律第98号)に基づき策定された「がん対策推進基本計画」の目標の1つに、早期発見し死亡率を下げるため、がん検診の受診率を「5年以内に50%以上」にすると設定されている。本市のがん検診受診率は県平均より低い現状ではあるが、年々、受診者数は増加傾向にある。本事業は、がんによる死亡者の減少を図るために国が有効性を認めている5種類のがん(子宮頸がん、乳がん、胃がん、肺がん、大腸がん)検診を実施する事業である。</p>	
事業の内容	<p>手段(計画している主な活動の内容、手段、手順)</p> <p>検診車による集団がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん)検診は保健センター、立江公民館、坂野公民館で7日間実施する。医療機関で行うがん検診(子宮がん、乳がん、胃がん)は県内71医療機関で実施する。</p>
事業の目的	<p>効果(事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか)</p> <p>市民のがんを早期に発見し、早期治療に繋げることにより、本市のがんによる死亡者の減少が期待される。</p>

## 総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか?	<input type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け	重点目標		基本目標	
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	1	「人が輝く」	
			中項目	2	生涯健康づくり	
			小項目	1	ライフステージに応じた健康な生活習慣づくり	
(理由)						
<p>ライフステージに応じた健康な生活習慣づくりとして、休日検診の導入やがん検診の広域化等より受けやすい体制づくりに努めることにより、受診者数(2,774人から4,200人に増やすことを目標)の向上に取り組むこと等を提案し、計画上の施策と結びつけている。</p>						

## 他の自治体の類似する政策との比較検討

<p>他の自治体においても、健康増進法に基づくがん検診事業は実施されている。平成20年の受診率を県内8市と比較すると、本市の受診率は、8市中、子宮頸がん検診8位、乳がん検診4位、胃がん検診6位、肺がん検診7位、大腸がん検診6位と低い。原因としては、平成10年に本事業の経費が一般財源化され、それに伴い個人への案内通知を廃止したこと。平成15年度から18年度までに、がん検診の自己負担額を段階的に引き上げた(項目により最小100円、最大1200円)こと。が要因ではないかと考えられる。しかし、受診率を算出する際、対象者(分母)の算出方法に全国一律の決まりがないため、正確な自治体間での比較検討を行うのが現時点では難しい状況である。統一した対象者数の出し方が専門機関において検討されている現状である。</p>
--

市民参加の実施の有無とその内容 (  ・ 無 ) を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
	子宮頸がん検診は20歳以上の女性、乳がん検診は40歳以上の女性、胃がん・肺がん・大腸がん検診は40歳以上の市民を対象に実施している。
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
	市民のがんを早期に発見し、早期治療に繋げることで、がんによる死亡率の減少を図る。また、がん検診受診を契機にがん予防に対する関心を持ち、市民が自ら生活習慣改善に取り組む効果を期待する。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか）
	第5次総合計画策定時のアンケート調査によると、限られた財源の中で取り組むべき保健・福祉政策なかでもっとも多かったのは「健康づくりの推進」37.9%であった。がん検診受診者数も増加傾向にあることから市民の本事業に対する関心の高さが伺える。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺状況等は今後のどのように変化していくか）
	国は平成19年に施行された「がん対策基本法」の基づく「がん対策推進基本計画」を策定している。この計画は平成23年度までの5年間を対象としている。徳島県においても、平成20年より5か年計画で「徳島県がん対策推進計画」が策定されている。今後は基本計画に基づき地方公共団体、がん患者を含めた国民、関係団体、マスメディア等が一体となったがん対策への取り組みが目指されている。

事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	22年度	23年度	24年度	25年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金						
		地 方 債						
		その他（利用者負担等）	945	945				
		一 般 財 源	14,718	14,718				
	A 直接事業費（千円）	15,663	15,663	0	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	0.4 人	0.4 人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費	2,021	2,021				
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	0.5 人	0.5 人	人	人	人	人
		臨時・嘱託職員の賃金等	953	953				
	B 人件費計（千円） +	2,974	2,974	0	0	0	0	
A + B	18,637	18,637	0	0	0	0		
有効性について	この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input type="checkbox"/> ある a <input type="checkbox"/> ない	理由	がんは死亡原因の1位を占めていることから、がんの罹患率や死亡率が増加する恐れがある。				
	類似事業との整理統合はできないか？	<input type="checkbox"/> できない a <input type="checkbox"/> できる	理由	がん検診の効果及び重要性は広く認められている。一般財源化にはなっているが、がん対策推進基本計画で施策として挙げられている受診率向上や検診の精度管理を勘案すると他に類似事業は無いと考えられる。				
	成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="checkbox"/> ない a <input type="checkbox"/> ある	理由	女性特有のがん検診推進事業と併用実施することにより、さらに受診率向上を図ることができる。				
改善・効率化・見直しの方向性 上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性								
	平成22年度、国の新規事業として予算化されている「女性特有のがん検診推進事業」は節目年齢の女性に対し、無料で市の実施する乳がん、子宮頸がん検診を受けることができるクーポン券と検診手帳を発送する補助事業である。がん検診事業との併用実施することにより、受診率のさらなる向上と、受診者増加による検診委託料の一般財源への負担軽減が期待される。							
所属長による総合的なコメント								
本市の死亡の指標を見ると、男性のがんによる死亡の増加や、全国に比べ女性の胃がん、子宮がんの死亡比が高い状況である。そのためか、がん検診受診者数も順調に増加している。がん検診はその目的、効果、必要性などから市民の関心も高く、積極的に取り組むべき事業である。								

# 平成22年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

(作成日 平成22年3月12日)

事業の名称等

事務事業名	学校再編計画策定事業			整理番号	- 1 -
事業の実施主体	市(委託・補助事業含む)	国(法定受託事務等)	県(法定受託事務等)		
事業期間	単年度のみ	期間限定複数年度	(平成 22 年度 ~ 23 年度)		
根拠法令・要綱等	小松島幼・小・中学校再編のあり方検討委員会、小松島市行政改革集中プラン、同プラン(第二幕)公立業務教育諸学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律				
事業担当部課	教育委員会 学校課	内線等	32 - 3811		

新規事業の概要・全体計画等(政策の発生源、提案に至るまでの理由)

平成18年1月、小松島市行政改革「集中改革プラン」において、「児童生徒数の減少による少人数化により、児童生徒の様々な活動が十分できる等、子どもの教育活動に支障をきたす場合があることから、平成18年度中に検討会を設置し、再編計画を策定し、その計画に沿って再編を進める。」との計画が打ち出されました。平成19年2月に「小松島市幼・小・中学校再編のあり方検討委員会」を立ち上げ、平成19年9月20日に小松島市教育委員会に提言書が提出されました。小松島市行政改革「集中改革プラン」や第5次総合計画を踏まえ、中期・長期における小松島の教育を見据え、平成21年中に作業部会での案を審議会にはかり、「教育振興計画」を策定し、平成22年度より施行しますが、小松島市における児童・生徒数のゆるやかな減少が見られる中でも、幼小中学校の再編計画策定に向けて取り組む事業である。

事業の内容	手段(計画している主な活動の内容、手段、手順)
	教育振興計画の主旨を踏まえ、保護者や地域住民の思いや願いを聞き、「学校再編計画策定委員会」(仮称)での審議を経て、教育振興計画の推進プログラムに沿って具体的な再編計画を作成する。
事業の目的	効果(事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか)
	これまでに幼小中学校が地域コミュニティの核となってきた背景を踏まえ、どのようなコミュニティの形成が望ましいかを十分に協議し、理解を得た上で、10年・30年先を見据えたよりよい教育環境のあり方等を審議し、実行できる教育環境の整備を図ること。

総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか?	<input type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け	重点目標		基本目標
			大項目	1	「人が輝く」
			中項目	3	生涯を通して学べる環境づくり
			小項目	2	学校教育

(理由)

「小松島市第5次総合計画」や教育基本法の内容を踏まえ、新たな「新学習指導要領」の内容を踏まえ、県教育委員会の指導方針に沿って、市の教育の基本方針である「教育振興計画」を基に、小松島市の幼小中学校再編のあり方について、今後、策定委員会より答申を受け、よりよい子どもたちの教育環境の整備を図ります。

他の自治体の類似する政策との比較検討

県内においては、大きく人口(子ども)が減少している地域(海部郡・那賀町等)においては、小中学校の統廃合している自治体もありますが、再編については現在、鳴門市(平成20年5月より)・上那賀町が再編を進めている状況です。

市民参加の実施の有無とその内容 (  有 ・  無 ) を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
	幼稚園園児・小学校児童・中学校生徒及び保護者、地域の住民など
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
	これまでに学校は地域の中心であり、文化の発信地でもありました。新しい学校再編によって新しい地域コミュニティの形成を図り、より良い教育環境の醸成を図ること。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか）
	「集中改革プラン」(第二幕) 素案に対する市民意見としては、「教育振興計画」の中での（学校再編計画策定委員会の設置を通しての）検討ということとなるのかなどの意見が寄せられています。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺状況等は今後のどのように変化していくか）
	社会で子どもを育てる状況については、少子化による国の子ども手当支給などが予算化される中で、これからの社会を担う教育・子育てには、さらに今後、国や県の予算が注がれていくのではないかと考えられます。

事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	22年度	23年度	24年度	25年度以降	最終年度
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金					
		地 方 債					
		その他（利用者負担等）					
		一 般 財 源					
	A	直接事業費（千円）	0	0	0	0	0
	人件費	正 規 職 員 数	人	2 人	2 人	人	人
		職 員 人 件 費		12,000	12,000		
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	人	1 人	1 人	人	人
臨時・嘱託職員の賃金等			2,594	2,594			
B	人件費計（千円） +	0	14,594	14,594	0	0	
A + B		0	14,594	14,594	0	0	
有効性について	この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input type="checkbox"/> ある a <input type="checkbox"/> ない	理由	現状のままでは、学校に通う子どもたちの数が減少し、一定数の集団の中での教育の保障と、ひいては街そのものが活性化できなくなるため。			
	類似事業との整理統合はできないか？	<input type="checkbox"/> できない a <input type="checkbox"/> できる	理由	コミュニティの核である学校だけではなく、幼稚園・保育所の事業についても、幼保一元化などを考えます。			
	成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="checkbox"/> ない a <input type="checkbox"/> ある	理由	幼小中学校再編により、より質の高い教育環境や条件が整備されることにより、多くの方が小松島市の住民となられ、第5次統合計画の中の「人が輝く」まちづくりを推進していくことができるようになります。			
改善・効率化・見直しの方向性 上記において a を選択した場合、必ず記入してください。							
有効性	コミュニティの核である学校だけではなく、幼稚園・保育所の事業についても、幼保一元化などを考えます。						
	幼小中学校再編により、より質の高い教育環境や条件が整備されることにより、多くの方が小松島市の住民となられ、第5次統合計画の中の「人が輝く」まちづくりを推進していくことができるようになります。						
所属長による総合的なコメント							
幼小中学校における再編計画が策定され、保護者・地域住民との十分な意見交換などが行われた後に、具体的な学校名があげられた学校再編計画（素案）が答申され、その後、実施に向けた作業が進められることと考えられます。							

# 平成 22 年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

( 作成日 平成 22 年 3 月 12 日 )

事業の名称等

事務事業名	坂野中学校耐力度調査事業		整理番号	- 1 -	
事業の実施主体	市(委託・補助事業含む)	国(法定受託事務等)	県(法定受託事務等)		
事業期間	単年度のみ	期間限定複数年度	(平成	年度 ~	年度)
根拠法令・要綱等	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(安全・安心な学校づくり交付金)				
事業担当部課	教育委員会 学校課		内線等	0885-32-3811	

新規事業の概要・全体計画等(政策の発生源、提案に至るまでの理由)

<p>現在、市内学校施設の耐震化は重要な課題であり、今回の委託業務も耐震化事業における坂野中学校校舎の改築のための耐力度の調査委託業務であり、文部科学省の定める「公立学校建物の耐力度調査」を実施することにより、安全・安心な学校づくり交付事業の認定を受けるための調査委託であります。</p>	
事業の内容	<p>手段(計画している主な活動の内容、手段、手順)</p> <p>坂野中学校校舎の耐力度調査の委託業務、 鉄筋コンクリート造3階建 延べ床面積 1,929㎡ (昭和41, 42, 43, 60年建設分)</p>
事業の目的	<p>効果(事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか)</p> <p>この耐力度調査は、坂野中学校校舎の改築にむけての準備として、文部科学省への改築工事としての事業認定に必要な調査であるため。</p>

総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか?	<input type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け	重点目標		基本目標	
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	1	「人が輝く」	
			中項目	3	生涯を通して学べる環境づくり	
			小項目	2	学校教育	
<p>(理由)</p> <p>学校教育の充実として、安全で快適な教育環境の充実を図り、適切な維持修繕を行うとともに、長期的展望に立って、学校教育施設・設備の計画的な整備拡充を図ること、学校施設の耐震化に向けての改築や耐震補強に取り組むことを理由として提案し、計画上の施策と結びつけております。</p>						

他の自治体の類似する政策との比較検討

<p>県内の他の自治体と比べ学校施設の耐震化率が低いため、耐震化事業を拡大し耐震化の向上を早期に図る必要がある。</p>
--

市民参加の実施の有無とその内容 ( 有  無 ) を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか）
	地域住民及び児童生徒の保護者等から老朽した校舎の改築を望む声が多い
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺状況等は今後のどのように変化していくか）
	現在、東南海・南海地震が今後の30年以内に発生すると言われている確率が50%から60%へと高まるなか、学校関係者や地域住民からの坂野中学校の耐震化（改築）早期に実現への要望がさらに強くなると思われる。

事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	22年度	23年度	24年度	25年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	0	0				
		地 方 債	0	0				
		その他（利用者負担等）	0	0				
		一 般 財 源	4,500	4,500				
	A 直接事業費（千円）	4,500	4,500	0	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	人	人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費						
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	人	人	人	人	人	人
		臨時・嘱託職員の賃金等						
	B 人件費計（千円） +	0	0	0	0	0	0	
A + B	4,500	4,500	0	0	0	0		
有効性について	この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input type="checkbox"/> あり a <input type="checkbox"/> ない	理由	校舎の改築（耐震化）事業を行わなければ、地震に対して生徒の安全面で問題がある。				
	類似事業との整理統合はできないか？	<input type="checkbox"/> できない a <input type="checkbox"/> できる		今回の耐力度調査は校舎の改築に向けての調査ですが、以後の坂野中学校の校舎の老朽度の調査であるため。				
	成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="checkbox"/> ない a <input type="checkbox"/> あり		今回は耐力度調査を行います。地震防災対策特別措置法による学校建物の耐震化に対する支援措置が延長されれば、耐震2次診断を行い補助金の嵩上げを受けることを検討する。				
改善・効率化・見直しの方向性 上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性								
	特措法が延長されれば、耐力度調査の後に耐震2次診断を行うことを検討すること							
所属長による総合的なコメント								
今回の坂野中学校の耐力度調査は校舎の改築のための調査ですが、今後は平成22年度より策定する学校再編計画との整合性を加味しつつ、坂野中学校の建て替え計画を進めていく必要があります。								

# 平成 22 年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

( 作成日 平成 22 年 3 月 12 日 )

## 事業の名称等

事務事業名	市総合グラウンド運営事業			整理番号	- 2 -
事業の実施主体	市(委託・補助事業含む)	国(法定受託事務等)	県(法定受託事務等)		
事業期間	単年度のみ	期間限定複数年度	(平成	年度 ~	年度)
根拠法令・要綱等	小松島市総合グラウンド使用条例				
事業担当部課	体育保健課			内線等	38 - 1788

## 新規事業の概要・全体計画等(政策の発生源、提案に至るまでの理由)

市総合グラウンドに関しましては、昭和28年より長年市民の体位向上と健康で文化的な生活の向上に寄与しており、大人から子どもまで幅広く利用いただいている。特にテニスコートについては総合グラウンドにしかなく、必要性が高く存続を望む声が多い。

事業の内容	手段(計画している主な活動の内容、手段、手順)
	市総合グラウンド施設の維持管理、及び管理委託、地権者に対する借地料の支払等
事業の目的	効果(事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか)
	市総合グラウンドの安全で円滑な運営、及び市民の体位向上と健康で文化的な生活の向上。

## 総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか?	<input type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け	重点目標		基本目標	
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	2	「日(いとなみ)」が輝く	
			中項目	1	伝統・文化の継承・発展とスポーツの振興	
			小項目	1	生涯スポーツの推進	

### (理由)

社会体育施設の充実として、安全で快適なスポーツ環境の整備を図る必要がある。市民の体位向上及びスポーツ・レクリエーションを通して心身の健全な育成が図られるよう適切な維持修繕を行う。

## 他の自治体の類似する政策との比較検討

市民参加の実施の有無とその内容 (  ・ 無 ) を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
	全市民
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
	市民の体位向上と健康で文化的な生活の向上に寄与するため、市総合グラウンドを設置し野球場、及びテニスコートを運営する。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか）
	市民やテニス愛好者から、テニスコートの存続を望む声が多い。市営グラウンドの借地問題について議会よりご指摘をいただいております、県への移管に向けて協議を行っている。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺状況等は今後のどのように変化していくか）
	県都市計画課と協議し検討を続け早期に解決できるよう努めたいと考えている。借地料に関しても地権者の理解をいただきながら改定・見直し等検討していきたいと考えている。

事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	22年度	23年度	24年度	25年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金						
		地 方 債						
		その他（利用者負担等）						
		一 般 財 源		40,371				
	A 直接事業費（千円）	0	40,371	0	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	人	1 人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費						
臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数		人	人	人	人	人	人	
臨時・嘱託職員の賃金等								
B 人件費計（千円） +	0	0	0	0	0	0		
A + B	0	40,371	0	0	0	0		
有効性について	この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input type="checkbox"/> ある a <input type="checkbox"/> ない	理由	テニスコートについては総合グラウンドにしかなく、必要性が高く存続を望む声が多い。一方、施設については老朽化が進んでおり、ナイター照明施設など、利用者の安全で快適な使用を考えれば、早急な改善の必要があると思われる。				
	類似事業との整理統合はできないか？	<input type="checkbox"/> できない a <input type="checkbox"/> できる	理由					
	成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="checkbox"/> ない a <input type="checkbox"/> ある	理由	市総合グラウンドは敷地が徳島県が整備を進めている徳島東部都市計画公園、日峯大神子広域公園の区域内にあることから、将来的には市有地の部分も含めて、徳島県へ移管して、現状の野球場やテニスコート以外の用途も検討した中で、新たな施設として整備をしていくことが望ましい。				
改善・効率化・見直しの方向性 上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性	市都市整備課と引き続き徳島県への用地の移管等に向けて、県都市計画課と協議し検討を続け早期に解決できるよう努めたいと考えている。借地料に関しても地権者の理解をいただきながら改定・見直し等検討していきたいと考えている。							
所属長による総合的なコメント								
市総合グラウンドは、昭和28年開設以来、半世紀にわたり、市内外の多くの皆様にご利用いただいております、本市のスポーツの拠点、憩いの場として、市民の健康づくりをはじめとする様々な方面で、今日まで大きな役割を果たしている。一方で施設は老朽化して維持管理費は年々増加しており、借地料も高額となってきた。今後も引き続き県への移管に向けての協議・検討を続けるとともに、本市の財政状況を地権者の方々にもご理解をいただき、借地料の減額等検討する。								

# 平成22年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

(作成日 平成22年3月12日)

事業の名称等

事務事業名	ふるさと雇用事業(9事業11団体 24人)	整理番号	- 2 -
事業の実施主体	市(委託・補助事業含む)	国(法定受託事務等)	県(法定受託事務等)
事業期間	単年度のみ	期間限定複数年度	(平成 21 年度 ~ 23 年度)
根拠法令・要綱等	ふるさと雇用再生特別基金事業実施要領		
事業担当部課	産業振興課	内線等	0885-32-3809

新規事業の概要・全体計画等(政策の発生源、提案に至るまでの理由)

<p>世界的な経済危機を迎え、企業がかつて無い厳しい経営環境にある現況を踏まえ、悪化する雇用失業情勢の対策として、国において、ふるさと雇用再生特別交付金が創設された。 都道府県は、この交付金により、基金を造成し、県市区町村において、この基金を活用した、ふるさと雇用再生特別基金事業において、機動的かつ効果的な緊急経済雇用対策を図る。 ふるさと雇用再生特別交付金事業については、雇用失業情勢の厳しい地域において、地域の実情に応じて、各都道府県及び市区町村の創意工夫に基づき、地域の雇用再生のために、地域求職者等の雇用機会を創出する事業を実施し、地域における継続的な雇用機会の創出を行う。平成21年度より継続事業。</p>	
事業の内容	<p>手段(計画している主な活動の内容、手段、手順)</p> <p>平成21年度より継続する、循環型社会の構築のための取組や、地域ブランド創出を目指した、経営規模拡大や販路開拓等を図る事業等の9事業を、11の団体・企業等に委託し、24人の継続的雇用とともに、地場産業の振興及び活性化を図る。</p>
事業の目的	<p>効果(事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか)</p> <p>事業を継続することにおいて、雇用関係の安定的な継続が図られると共に、地場産業の振興や活性化が図られ、地域の雇用再生及び、地場産業の振興に繋がる。</p>

総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか?	<input type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け	重点目標		基本目標
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	2	「日(いとなみ)が輝く」
			中項目	3	働きたい人が働ける環境づくり
			小項目	2	新しい雇用の場の送付
(理由) この事業の活用で、既存産業の振興や新規産業が促進され、雇用機会の拡大が図られ、計画上の施策と結びついている。					

他の自治体の類似する政策との比較検討

・徳島市	平成21年度ふるさと雇用再生特別交付金事業	9事業	雇用人数	25名
	平成22年度ふるさと雇用再生特別交付金事業	9事業(継続)予定		
・鳴門市	平成21年度ふるさと雇用再生特別交付金事業	7事業	雇用人数	20名
	平成21年度ふるさと雇用再生特別交付金事業	7事業(継続)予定		
・阿南市	平成21年度ふるさと雇用再生特別交付金事業	6事業	雇用人数	15名
	平成21年度ふるさと雇用再生特別交付金事業	6事業(継続)予定		

市民参加の実施の有無とその内容 (  ・ 無 ) を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
	委託事業を実施する団体・企業等及び、継続雇用の就労者
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
	悪化する雇用失業情勢での失業者の生活保全に加え、雇用創出及び地域経済振興。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか）
	ふるさと雇用再生特別交付金事業は、国より特別交付金として都道府県に交付され、都道府県において基金を造成し、この基金を活用することにより、雇用対策事業を行うものであるが、基金不足により平成23年度については、1年間通しての事業継続が困難な状況である。安定的な雇用や新たな雇用機会の創出のためにも継続を望んでいる。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後のどのように変化していくか）
	全国的な基金活用事業の展開により、経済・雇用情勢が上向きとなる。

事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	22年度	23年度	24年度	25年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	126,789	86,966	39,823	0	0	0
		地 方 債						
		その他（利用者負担等）						
		一 般 財 源						
	A	直接事業費（千円）	126,789	86,966	39,823	0	0	0
	人件費	正 規 職 員 数	1 人	0.3 人	0.3 人	人	人	人
		職 員 人 件 費	2,296	1,148	1,148			
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	人	人	人	人	人	人
		臨時・嘱託職員の賃金等						
	B	人件費計（千円） +	2,296	1,148	1,148	0	0	0
A + B		129,085	88,114	40,971	0	0	0	
有効性について	この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input type="checkbox"/> ある a <input type="checkbox"/> ない	理由	雇用関係の安定的な継続が困難となるだけでなく、今後の雇用創出及び再生機会が減少する。				
	類似事業との整理統合はできないか？	<input type="checkbox"/> できない a <input type="checkbox"/> できる		他に類似事業はないと考えられる。				
	成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="checkbox"/> ない a <input type="checkbox"/> ある		委託事業者の展開により、安定的で継続的な雇用や雇用機会が拡大し、雇用再生が図られる。				
改善・効率化・見直しの方向性 上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性								
	本市の雇用機会が拡大し雇用再生に繋がるよう、委託事業者と連携し、改善・効率化等を図る。							
所属長による総合的なコメント								
ふるさと雇用再生特別交付金事業は特に新規事業展開などにおいて有効性の高い事業であり、本市も積極的にこの事業を活用し、雇用機会の創出に役立っている。しかし県の基金の枯渇等により、平成23年度においては大幅に事業費減が予想されている。本市としては今後も県に対して、事業の当初計画案どおりの執行を要望していきたい。								

# 平成 22 年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

( 作成日 平成 22 年 3 月 12 日 )

事業の名称等

事務事業名	ごみ焼却事業			整理番号	- 3 -	
事業の実施主体	市 ( 委託・補助事業含む )		国 ( 法定受託事務等 )		県 ( 法定受託事務等 )	
事業期間	単年度のみ	期間限定複数年度 ( 平成		年度 ~	年度 )	
根拠法令・要綱等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律					
事業担当部課	環境衛生センター			内線等	外線 0885-32-8290	

新規事業の概要・全体計画等 ( 政策の発生源、提案に至るまでの理由 )

廃棄物と清掃に関する法律第四条の規定により、市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。と規定されており、ごみ処理は地方自治体の責務であるとされています。市内より出た一般廃棄物の内、可燃ごみを焼却処理して市民の生活環境の保全を目的としています。ダイオキシン類の排出削減を目的として焼却炉の運転を 24 時間連続運転する必要が生じたため、市職員が直営で施設を運転管理するより専門のノウハウを有する民間会社において運転維持管理を業務委託し、平成 13 年度からはごみ焼却施設の性能保証を附して完全に民間委託し適切な施設の運転維持管理とともに経費節減にも努めています。

事業の内容	手段 ( 計画している主な活動の内容、手段、手順 )
	一般家庭より出た可燃ごみを、塵芥収集車により収集、市直営の焼却炉 ( 階段式ストーカー炉 ) で燃焼ガスの余熱で加熱した空気を下から送風して乾燥・燃焼し、焼却処理をしている。排出ガスについては、バグフィルターによりダイオキシン類を削減し、煙道を通して排出している。
事業の目的	効果 ( 事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか )
	市内より出た一般廃棄物の内、可燃ごみを焼却処理することにより、大量のごみを速やかにそして比較的安価にごみを処理することができ、市民の生活環境の保全を目的とする。

総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか?	<input type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け	重点目標		基本目標	
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	3	「街が輝く」	
			中項目	1	快適に暮らせる生活基盤の整備	
			小項目	5	生活関連施設	

( 理由 )

市内より出た一般廃棄物の内、可燃ごみを焼却処理することにより、市民の生活環境の保全を目的とする。本市のごみ焼却施設を適切に維持管理するためには、ダイオキシン対策のために 24 時間連続運転する必要があるために 3 交替制勤務をするためには、16 人の人員が必要であり運転維持管理を市職員ですべて行うと人件費だけで一人あたりの人件費を年間 600 万円とした場合でも 9600 万円が必要となりますが、施設の運転維持管理を民間に委託した場合は、直営でするよりもコストが低くできるため、人件費などの経費が削減することができ、集中改革プランの実施のためにも有効な手段であると言えます。また、単年度契約から複数年契約にすることなどによりさらに経費を削減することができ、総合計画との整合性も保たれています。

他の自治体の類似する政策との比較検討

徳島市をはじめ徳島県内のごみ焼却施設は、直営による運転維持管理が行われている形態が多いが、焼却施設を新たに更新した場合などは、順次運転維持管理を民間に委託する傾向にある。また、愛媛県内においては、ごみ焼却施設を民間に運転維持管理を委託している割合が高くなっている。都市経営総合研究所の調査結果では、ごみ焼却場の年間経費を直営と民間委託で比較すると委託は直営のほぼ 7 割のコストでできているという調査結果もある。民間コストの低い要因としては、第一に人件費のコストが低いところにあり、安い費用で有資格者、経験者、専門オペレーター及び技術者の確保が可能である。また、人事異動がないため熟練者が長期間確保できる。委託のメリットとしては、第一に経費節減であるが、高度な専門的な知識を持った専門の有資格者を委託業者側で用意してくれ、効率的かつ的確に処理作業ができる。他にも労務管理上の煩雑さが解消され、安全管理責任も軽減され本来の住民サービスに専念できる。一方問題点としては、委託業務の専門分野での管理が難しくなり、市の技術的精通者が育ちにくくなるが、委託のメリットの法がはるかに大きい。

市民参加の実施の有無とその内容 (  有 ・  無 ) を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
	市民及び市内事業所より排出された一般廃棄物のうちの、可燃ごみを焼却処理することにより適正に処理している。衛生組合連合会などの環境関連住民組織はもとより、市民の方にもご協力をいただき、3R（Reduce：リデュース：減らす・Reuse：リユース：繰り返し使う・Recycle：リサイクル：再資源化）を推進してごみの分別と減量に積極的に参画していただく。
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
	市民生活の上で、日々排出されているごみの中での可燃ごみを焼却することにより、市民の生活環境の保全のため。燃やせば「ごみ」分別すれば「資源」にもなるごみではあるが、市民の方々の積極的な3R運動の推進とごみの分別と減量に参画していただくことによって、資源化で焼却ごみの削減と施設の延命化やひいては処理費用の削減に寄与している。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか）
	ごみ処理施設の存在する周辺住民の方々の心配の無いように、施設の維持管理においては常に連絡を密にして適正に維持管理をしてほしい。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺状況等は今後のどのように変化していくか）
	現在のごみ焼却施設がダイオキシン対策として平成13年3月に施設の改修を行ったが、適切な維持管理を行っても施設の耐用年数が15年として平成28年には新たな施設の建設が必要となります。将来的には単独で施設を設置するより広域処理で行う方が効率的であるため徳島東部地域市町村長懇話会等の場を通じて近隣自治体とともに積極的に参加したい。

事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	22年度	23年度	24年度	25年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金						
		地 方 債						
		その他（利用者負担等）						
		一 般 財 源		203,063	203,063			
	A 直接事業費（千円）	0	186,050	186,050			0	
	人件費	正 規 職 員 数	人	0 人	0 人	人	人	人
		職 員 人 件 費						
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	人	9 人	9 人	人	人	人
		臨時・嘱託職員の賃金等		17,013	17,013			
	B 人件費計（千円） +	0	17,013	17,013	0	0	0	
A + B	0	203,063	203,063	0	0	0		
有効性について	この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input type="checkbox"/> ある a <input type="checkbox"/> ない	理由	市民生活の上で、日々排出されているごみの中で、可燃ごみを焼却処理するための事業であるため、影響がある。				
	類似事業との整理統合はできないか？	<input type="checkbox"/> できない a <input type="checkbox"/> できる	理由	市民生活の上で、日々排出されているごみの中で、可燃ごみを焼却処理するため、整理統合は出来ない。				
	成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="checkbox"/> ない a <input type="checkbox"/> ある	理由	日々排出されているごみの中で、可燃ごみを処理する事業であるため、向上させる余地はないと思われます。				
改善・効率化・見直しの方向性 上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性								
所属長による総合的なコメント								
市内で毎日発生する大量の可燃ごみなどを処理するためには、短時間で確実に安価で処理するためには、可燃ごみを焼却処理することは現時点では、必要不可欠な事業であります。市民の方には、3R（Reduce：リデュース：減らす・Reuse：リユース：繰り返し使う・Recycle：リサイクル：再資源化）を推進してごみの分別と減量に積極的に参画していただき、ごみの分別と減量化を積極的に推進してもらい、施設の延命化と経費の削減を図り、生活環境の向上を図りたい。								

# 平成 22 年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

( 作成日 平成 22 年 3 月 12 日 )

事業の名称等

事務事業名	廃プラスチック処理事業		整理番号	- 3 -	
事業の実施主体	市(委託・補助事業含む)	国(法定受託事務等)	県(法定受託事務等)		
事業期間	単年度のみ	期間限定複数年度	(平成	年度 ~	年度)
根拠法令・要綱等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
事業担当部課	環境衛生センター		内線等	外線 0885-32-8290	

新規事業の概要・全体計画等(政策の発生源、提案に至るまでの理由)

<p>地方自治体の責任において処理することを目的。 市内より出た一般廃棄物の内、廃プラスチック類を収集、委託先業者へ搬入し処理をしている。 処理方法は、マテリアル化、固形燃料化、サーマル(焼却)利用であります。 サーマル(焼却)利用後の残渣は、三好市にある最終処分場にて埋立処理をしています。 提案型公募により選定され平成21年7月から現在の業務委託会社に廃プラスチック処理を委託することになり、処理費用が月額定額制度から実際の廃棄物の処理量に応じた単価制度に変更され、委託料の大幅な削減ができた。今後は、処理内容の評価を含めて検証し事業を推進する。</p>	
事業の内容	<p>手段(計画している主な活動の内容、手段、手順)</p> <p>市内より出た一般廃棄物のうち、廃プラスチック類を委託業者に搬入し、適正に処理をしている。</p>
事業の目的	<p>効果(事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか)</p> <p>市内より出た一般廃棄物を、地方自治体の責任において処理する。ただ単に単純焼却するだけでなく、できる限りリサイクルを中心とした利用方法を図る。</p>

総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか?	<input type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け	重点目標		基本目標	
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	3	「街が輝く」	
			中項目	1	快適に暮らせる生活基盤の整備	
			小項目	5	生活関連施設	
(理由)						
<p>小松島市の生活環境の保全を目的として、市内で発生する一般廃棄物を平成20年度実績でみると小松島市市内で発生する一般廃棄物の合計量約16,000トンのうち、約900トンがプラスチック類のごみであります。プラスチック類は田野ごみと比べて体積が大きく非常にかさばりますし、焼却するとダイオキシン類などの有害物質を生じたり、カロリーが高いために燃焼温度が高くなりすぎて焼却炉を傷めることとなります。そこで高温高圧にすることで減容化したり、素材毎に分別することによりペットボトルについてはリサイクルが出来るようになりました。そこで、平成21年7月から廃プラスチック類の処理の業務委託を変更し経費の削減とリサイクル率の改善を図ることができ、最終処分場の延命化にも寄与することができました。これらのことにより、総合計画との整合性も保たれています。</p>						

他の自治体の類似する政策との比較検討

<p>ごみ処理の形態については、各自治体によりまちまちではありますが、おおむね、可燃ごみはほとんどの自治体では焼却処理されています。可燃ごみ以外の不燃ごみについては、リサイクルできるものは出来る限りリサイクルを行い、残った残渣を最終処分(埋立処分)しています。プラスチック類の廃棄物については、容器包装リサイクル法の適用もあり、各自治体ともに分別収集計画を策定して分別収集しています。小松島市も同様に一般廃棄物処理計画や分別収集計画の中でプラスチック類をペットボトルと廃プラスチック類の2分別として分別収集し、出来る限りリサイクル処理をしています。平成21年7月からはそれまで減容化しての埋立処分していたものを、処理方式を改め、リサイクルできなかった物についても、マテリアルやRPFとして固形材料や固形燃料として再利用しています。また、再利用できなかった物については、単純に焼却するのではなく焼却時の廃熱を利用するなどをして有効活用を図っています。これらは他の自治体と同等の処理内容となっています。</p>
---

市民参加の実施の有無とその内容 (  ・ 無 ) を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
	市内より出た一般廃棄物のうち、廃プラスチック類を処理しています。市民の皆さんには、プラスチック類の分別でペットボトルと廃プラスチック類への2分別をお願いいたしております。
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
	市民生活の上で日々排出される一般廃棄物の内、廃プラスチック類について、委託先業者において処理する事業。ペットボトルはそのままの状態でもリサイクル出来ます。廃プラスチック類は固形原料や固形燃料として再利用され、分別することによってリサイクル率の向上に寄与しています。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか）
	指定ごみ袋の中に不純物が多く分別が徹底していないのでリサイクル出来ない物が混ざっている。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後のどのように変化していくか）
	混ぜれば「ごみ」、分ければ「資源」を合い言葉にごみの分別と減量を図りたい。

事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	22年度	23年度	24年度	25年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金						
		地 方 債						
		その他（利用者負担等）						
		一 般 財 源		27,972				
	A 直接事業費（千円）	0	27,972	0	0	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	人	人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費						
臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数		人	人	人	人	人	人	
B 人件費計（千円） +	0	0	0	0	0	0		
A + B	0	27,972	0	0	0	0		
有効性について	この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input type="checkbox"/> あり a <input type="checkbox"/> ない	理由	市民生活の上で、日々排出されている「廃プラスチック類」を処理する事業であるため、影響がある。				
	類似事業との整理統合はできないか？	<input type="checkbox"/> できない a <input type="checkbox"/> できる	理由	市民生活の上で、日々排出されている「廃プラスチック類」を処理する事業であるため、整理統合は出来ない。				
	成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="checkbox"/> ない a <input type="checkbox"/> あり	理由	日々排出されているごみの中で、「廃プラスチック類」を処理する事業であるため、向上させる余地はないと思われます。				
改善・効率化・見直しの方向性 上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性								
所属長による総合的なコメント								
平成21年7月より、新委託業者と「小松島市一般廃棄物(プラスチックごみ等)処理業務委託契約」を締結し処理業務を開始した。 処理方法は、マテリアル化、固形燃料化、サーマル(焼却)利用を実施しており、サーマル利用後の残渣についても、市外の最終処分場で埋立処理を行っている。 処理経費の削減とともに、小松島市赤石最終処分場の埋立残容量確保にも役立っている。								

# 平成 22 年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

( 作成日 平成22年3月12日 )

事業の名称等

事務事業名	最終処分場事業		整理番号	- 3 -	
事業の実施主体	市 ( 委託・補助事業含む )	国 ( 法定受託事務等 )	県 ( 法定受託事務等 )		
事業期間	単年度のみ	期間限定複数年度	( 平成	年度 ~	年度 )
根拠法令・要綱等	廃棄物に処理及び清掃に関する法律				
事業担当部課	環境衛生センター		内線等	外線 0885-32-8290	

新規事業の概要・全体計画等 ( 政策の発生源、提案に至るまでの理由 )

<p>地方自治体の責任において処理することを目的。 一般廃棄物を埋立処分し、生活環境の向上を図るための最終処分場の施設を維持管理することを目的。最終処分場の維持管理については、施設設置当初から市職員を配置することなく、民間会社に業務委託を実施し、施設の適正な運営と人件費を含めた経費の削減に努めています。</p>	
事業の内容	<p>手段 ( 計画している主な活動の内容、手段、手順 )</p> <p>市内より出た一般廃棄物のうち、再利用出来なかった処理残渣や可燃ごみを焼却した焼却灰を処理する施設 ( 最終処分場 ) の維持管理事業</p>
事業の目的	<p>効果 ( 事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか )</p> <p>一般廃棄物を埋立処分し、生活環境の向上を図るための最終処分場を維持管理することを目的。</p>

総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか?	<input type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け	重点目標		基本目標	
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	3	街が輝く	
			中項目	1	快適に暮らせる生活基盤の整備	
			小項目	5	生活関連施設の整備	
( 理由 )						
<p>一般廃棄物を埋立処分し、生活環境の向上を図るための最終処分場の施設を維持管理することを目的として、市内で発生する一般廃棄物を処理した残りの残渣を平成20年度実績でみると約3,000トンが埋立処理されています。平成21年7月から廃プラスチック類の処理の業務委託を変更し経費の削減とリサイクル率の改善を図ることができ、最終処分場の延命化にも寄与することができました。これらのことにより、総合計画との整合性も保たれています。</p>						

他の自治体の類似する政策との比較検討

<p>徳島市、鳴門市、吉野川市 ( 鴨島町を除く )、阿波市、勝浦郡、名東郡、板野郡内の町村については徳島県環境整備公社の徳島東部処分場に、また、阿南市、那賀町、海部郡衛生処理事務組合については、同公社の橋処分場に最終処分しています。小松島市は赤石地区一般廃棄物最終処分場を自前で有していたために徳島県環境整備公社に出資いたしていません。最終処分場施設を新たに設置することは困難な状況のため、現在の赤石地区一般廃棄物最終処分場を一日でも長く利用できるように施設の維持管理を適正にすることはもちろん、3R ( Reduce : リデュース : 減らす・Reuse : リユース : 繰り返し使う・Recycle : リサイクル : 再資源化 ) を推進してごみの分別と減量に積極的に推進し、施設の延命化に寄与する。</p>
--

市民参加の実施の有無とその内容 (  ・ 無 ) を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
	一般廃棄物最終処分場（赤石・高塚）の施設の維持管理業務。市民の皆さんには、ごみの分別と減量化をお願いし、リサイクルや再利用を積極的に推進し、埋立量の削減により経費の削減と最終処分場の延命化に寄与しています。
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
	市民生活の上で、日々排出されているごみの中で、再利用不可能なものについて、埋立処理するために必要な運転管理業務を民間に委託することにより経費の削減と施設の適正な維持管理を行う。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか）
	あたらな最終処分場施設の設置は困難なため、現在の施設の適正な運用と施設の延命化を図る。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺状況等は今後のどのように変化していくか）
	県から平成22年3月から平成27年3月まで5年間の埋立期間延長の許可を得ているが、埋立可能期間並びに埋立量が限られている状況であることから最終処分場の延命措置、埋立に使用する重機が老朽化しておち、重機の更新並びに重機のホーラーの育成等が必要である。

事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	22年度	23年度	24年度	25年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国県支出金						
		地方債						
		その他（利用者負担等）						
		一般財源		28,254	28,254			
	A	直接事業費（千円）	0	28,254	28,254	0	0	0
	人件費	正規職員数	人	人	人	人	人	人
		職員人件費						
		臨時・嘱託職員数	人	人	人	人	人	人
		臨時・嘱託職員の賃金等						
	B	人件費計（千円） +	0	0	0	0	0	0
A + B		0	28,254	28,254	0	0	0	
有効性について	この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input type="checkbox"/> あり a <input type="checkbox"/> ない	理由	市民生活の上で、日々排出されているごみの中で、再利用不可能なものについて処理する施設の維持管理であるやめ、影響がある。				
	類似事業との整理統合はできないか？	<input type="checkbox"/> できない a <input type="checkbox"/> できる	理由	市民生活の上で、日々排出されているごみの中で、再利用不可能なものについて処理する施設であるため整理統合は出来ない。				
	成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="checkbox"/> ない a <input type="checkbox"/> あり	理由	日々排出されているごみの中で、再利用不可能なものについて処理する施設の維持管理であるため向上させる余地はないと思われる。				
改善・効率化・見直しの方向性 上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性								
所属長による総合的なコメント								
一般廃棄物を埋立処分し、生活環境の向上を図るための最終処分場の施設を維持管理することを目的とした事業であるため、今後の小松島市の環境行政に大きな影響を及ぼすと考えられる、重要な事業と考えております。市民の方には、3R（Reduce：リデュース：減らす・Reuse：リユース：繰り返し使う・Recycle：リサイクル：再資源化）を推進してごみの分別と減量化に積極的に参画していただき、ごみの分別と減量化を積極的に推進してもらい、施設の延命化と経費の削減を図り、生活環境の向上を図りたい。								

# 平成 22 年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

(作成日 平成 22 年 3 月 12 日)

事業の名称等

事務事業名	小松島市都市計画マスタープラン策定業務	整理番号	- 3 -
事業の実施主体	市(委託・補助事業含む)	国(法定受託事務等)	県(法定受託事務等)
事業期間	単年度のみ	期間限定複数年度	(平成 22 年度 ~ 24 年度)
根拠法令・要綱等	国土利用計画法, 都市計画法, 徳島東部都市計画マスタープラン, 小松島市総合計画等		
事業担当部課	都市整備課	内線等	0885-32-2118

新規事業の概要・全体計画等(政策の発生源、提案に至るまでの理由)

現在、本市では中心市街地の空洞化や地場産業の衰退、地域経済の停滞等、多くの問題を抱えている。平成 4 年の都市計画法の改正により、自治体は都市計画マスタープランを策定するものとされたが、本市においては、昭和 46 年から市街化区域と市街化調整区域という線引きがなされていたことから、無秩序に乱開発されることもなく、また大規模な開発もなかったために、スプロール化の影響も比較的小さいものであった。今後は、本格的な少子高齢化社会を迎える中、限られた財源で安定した行政サービスを提供していくためには、集約的・機能的なまちづくりをすすめていかなければならない。これらを実現可能なものとするため、本市のまちづくりの方針を明確にし、将来の土地利用の状況に機動的に対応できる体制を構築することは急務である。都市計画マスタープランは、市の都市計画の指針となるものであり、策定までに平成 22 年度から平成 24 年度の 3 カ年を予定している。

事業の内容	手段(計画している主な活動の内容、手段、手順)
	【平成22年度業務】1. 現況調査(1)都市計画区域(沿革、人口、産業、土地利用、規制、交通体系等)とその推移動向(2)都市施設(道路、河川、公園、上下水道、公共交通体系等)及び都市計画の概況についての調査と整理 2. 上位・関連計画(徳島東部都市計画区域マスタープラン、小松島市総合計画等)の把握 3. 住民意向調査の実施 4. 関係機関(商工業協会)へのヒアリング実施 5. 現況調査結果のまとめ 【平成23年度業務】1. 都市計画にかかる課題抽出 2. まちづくりの基本方針の設定 3. シンポジウム、ワークショップの開催 4. 策定委員会、庁内検討部会の開催【平成24年度業務】1. ワークショップの開催 2. まちづくりの目標設定、全体構想、地域別構想の策定 3. 実現化方策の検討 4. 計画の策定
事業の目的	効果(事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか)
	都市計画マスタープランは、住民及び関係機関等の意向を調査した上で策定されるものである。よって、当該計画で示されるまちづくりの方針は、地域住民による自主的なまちづくりを促進し、将来における市民生活に一定の計画性を担保させるものである。さらに、社会情勢の変化等による土地利用の変化に機動的に対応できる体制を構築するものである。

総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか?	<input type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け	重点目標		基本目標
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	3	「街が輝く」
			中項目	2	魅力ある都市基盤の整備
			小項目	1	中心市街地の計画的整備

(理由)

徳島東部都市計画区域マスタープランにおいて、小松島市周辺 5 市 3 町における都市計画の方針を定めている。また、小松島市第 5 次総合計画においては、本市における土地利用の基本構想を定めている。小松島市都市計画マスタープランは、これら上位計画に即し、全体構想及び地域別構想から構成され、将来のまちづくりの方針を策定するものである。

他の自治体の類似する政策との比較検討

県内の都市計画マスタープラン策定状況	徳島市、鳴門市(平成 10 年度策定)、阿南市(平成 13 年度策定)、藍住町(平成 21 年度策定)、松茂町(策定業務中)
--------------------	--

市民参加の実施の有無とその内容 (  有 ・  無 ) を入れてください。

事業の対象	対象(誰、何を対象にしているのか)
	市と市民
事業の意図	意図(事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか)
	市の将来におけるまちづくりの方針を対外的に明確に示すことにより、社会情勢の変化による土地利用に機動的に対応し、さらに、市民の意向を反映した計画を行政と共有することにより信頼関係を築くことができる。また、将来における市民生活に一定の計画性と安心を提供することができる。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか)
	地域地区の計画・変更及び、都市施設の決定などを実施する際、同意権者である県からは、対外的に根拠のある説明が必要であると意見されている。都市計画マスタープランは、小松島市の将来におけるまちづくりの方針を対外的に明示するものであり、早急に策定するよう求められている。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか?	(社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後のどのように変化していくか)
	少子高齢化が加速する中、限られた財源で安定した市民サービスをいかにして持続させていくかが課題である。また、空洞化した中心市街地の活性化のための施策や、環境に配慮した機能的・集約的なまちづくりをすすめるため、地域住民が関わることのできる体制を整えることも重要である。

事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	22年度	23年度	24年度	25年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金						
		地 方 債						
		その他(利用者負担等)						
		一 般 財 源	17,450	4,500	6,960	5,990		
	A 直接事業費(千円)	17,450	4,500	6,960	5,990	0	0	
	人件費	正 規 職 員 数	0.9 人	0.3 人	0.3 人	0.3 人	人	人
		職 員 人 件 費	4,500	1,500	1,500	1,500		
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	人	人	人	人	人	人
		臨時・嘱託職員の賃金等						
	B 人件費計(千円) +	4,500	1,500	1,500	1,500	0	0	
A + B	21,950	6,000	8,460	7,490	0	0		

有効性について	この事務事業を行わない場合の影響はありますか?	<input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> a ない	理由	市の将来におけるまちづくりの方針を対外的に明確に打ち出さなければ、社会情勢の変化による土地の利用状況に機動的に対応することが困難になる。さらに、マスタープランがあることで、市民生活に一定の計画性と安心を提供することができる。
	類似事業との整理統合はできないか?	<input type="checkbox"/> できない <input checked="" type="checkbox"/> a できる	理由	上位計画である徳島東部都市計画区域マスタープラン及び小松島市総合計画では、市の地域別構想など細部まで計画していない。
	成果をさらに向上させる余地はありますか?	<input type="checkbox"/> ない <input checked="" type="checkbox"/> a ある	理由	将来の経済情勢、社会情勢を明確に予測することは困難であり、まちづくりの方針も、市の状況を随時把握し、定期的な見直しをする必要がある。計画の成果は、長期間経過した後でなければ、判断することは難しい。

改善・効率化・見直しの方向性 上記において a を選択した場合、必ず記入してください。

有効性	

所属長による総合的なコメント

小松島市都市計画マスタープランを策定することは、市の将来におけるまちづくりの方針を示すことにより、社会情勢の変化による土地利用に機動的に対応し、市民に一定の計画性と安心を提供できると考えている。

# 平成22年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

(作成日 平成22年3月12日)

事業の名称等

事務事業名	徳島小松島港本港地区港湾敷地管理事業		整理番号	- 3 -	
事業の実施主体	市(委託・補助事業含む)	国(法定受託事務等)	県(法定受託事務等)		
事業期間	単年度のみ	期間限定複数年度	(平成	年度 ~	年度)
根拠法令・要綱等					
事業担当部課	産業振興課		内線等	0885-32-3809	

新規事業の概要・全体計画等(政策の発生源、提案に至るまでの理由)

<p>平成21年度において、徳島県有港湾財産と市有財産との交換により取得した、みなと交流センター東側の土地についての整備及び照明灯の維持。                  平成20年度、徳島県港湾環境整備事業及び、小松島市みなと緑地広場整備事業において整備された、みなと交流センター南側の「みなとオアシス交流広場」についての管理(徳島県からの管理委託を受託)。                  平成21年度、徳島県港湾環境整備事業において整備されている、「みなとオアシス交流広場」西側の多目的広場についての管理(徳島県より管理委託を受託予定)。</p>	
事業の内容	<p>手段(計画している主な活動の内容、手段、手順)</p> <p>県との財産交換により取得した土地について、一体的な利用のための整備及び照明灯の維持を行う。                  港湾管理者である徳島県から委託された、徳島小松島港本港地区の緑地施設等の管理及び照明灯の維持を行う。</p>
事業の目的	<p>効果(事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか)</p> <p>徳島小松島港本港地区は、徳島小松島港港湾計画において、交流ゾーンとして計画されており、本市総合計画においても、活性化の中心として位置付けられており、県など関係機関と協力しながら、緑地施設等の整備及び管理を行い、催しや憩いの場として、人が集いやすいまちづくりを推進する。</p>

総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか?	<input type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け	重点目標		基本目標	
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	3	「街が輝く」	
			中項目	2	魅力ある都市基盤の整備	
			小項目	1	中心市街地の計画的な整備	
(理由)						
<p>中心市街地につながる徳島小松島港本港地区については、小松島みなと交流センター周辺を中心として、県など関係機関と協力しながら駐車場やイベント広場などの整備を促進し、人が集いやすいまちづくりを進め、中心市街地への人の流れを生み出す。</p>						

他の自治体の類似する政策との比較検討

なし
----

市民参加の実施の有無とその内容 (  ・ 無 ) を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
	土地及び施設を利用する人や車両等
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
	小松島みなと交流センターを中心とした、本港地区及び中心市街地の活性化
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか） 徳島県港湾環境整備事業等により、本港地区の港周辺の景観が美化し、人々の集まる場所となって来ているため、適切な管理が必要である。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後のどのように変化していくか） 国、県、市、NPO、市民等と連携、協同を図りながら、人が集い、交流する場所として、また、観光等の資源としての活用を図る。

事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	22年度	23年度	24年度	25年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金						
		地 方 債						
		その他（利用者負担等）						
		一 般 財 源	4,350	3,670	170	170	170	170
	A 直接事業費（千円）	4,350	3,670	170	170	170	170	
	人件費	正 規 職 員 数	2.5 人	1.3 人	0.3 人	0.3 人	0.3 人	0.3 人
		職 員 人 件 費	7,400	4,280	780	780	780	780
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	人	人	人	人	人	人
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 賃 金 等						
	B 人件費計（千円） +	7,400	4,280	780	780	780	780	
A + B	11,750	7,950	950	950	950	950		
有効性について	この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input type="checkbox"/> ある a <input type="checkbox"/> ない	理由	催しや憩いの場等として、適切な管理が出来なくなる。				
	類似事業との整理統合はできないか？	<input type="checkbox"/> できない a <input type="checkbox"/> できる		理由				
	成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="checkbox"/> ない a <input type="checkbox"/> ある		理由				
改善・効率化・見直しの方向性 上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性								
所属長による総合的なコメント 平成21年度当該施設は、敷地境のフェンス等の工事を実施し、平成22年度予算では敷地内排水路整備工事等と、電気代を計上している。当該施設を含めた本港地区全体の、利活用及び安全性の面からも必要な事業であると考えているものです。								

# 平成 22 年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

( 作成日 平成 22 年 3 月 12 日 )

事業の名称等

事務事業名	高速道路周辺対策事業			整理番号	- 3 -		
事業の実施主体	市 ( 委託・補助事業含む )		国 ( 法定受託事務等 )		県 ( 法定受託事務等 )		
事業期間	単年度のみ	期間限定複数年度		( 平成 21 年度 ~ 25 年度 )			
根拠法令・要綱等	まちづくり交付金交付要綱						
事業担当部課	高速道路対策課	担当者	成川琢治	内線等	内線248		
E-mail							

新規事業の概要・全体計画等 ( 政策の発生源、提案に至るまでの理由 )

四国横断自動車道 ( 阿南 I.C. ~ 徳島東 I.C. ) は、「四国 8 の字ネットワーク」と呼ばれる高速道路網の一部を構成する路線であり、整備が順次進められています。この高速道路の整備は、市の活性化を図る重要な事業であるため市は早期完成に向け国及び県と一体となり事業を推進しています。この事業に伴い、地元対策協議会からの要望事項として側道整備、用水路改修などが求められ、国・県・市・地元対策協議会との設計協議の結果、合意した項目の内、田浦 29・41・42・43 号線道路工事 ( 側道整備 )、田浦 43 号線橋梁工事、田野 2・31 号線橋梁工事、天王谷・中田・中又・墓地又排水路改修工事等を市が整備する予定です。なお、整備にまちづくり交付金 ( 補助率最大 40% ) を活用し、裏負担に県補助の整備支援事業補助金 ( 補助率の 1/3 )、若しくは周辺特別対策補助金 ( 補助率の 30% ) を活用する予定です。

事業の内容	手段 ( 計画している主な活動の内容、手段、手順 )
	全体計画 道路整備...田浦 29・41・42・43 号線側道整備、田浦 43 号線橋梁工事、田野 2・31 号線橋梁工事 水路整備...天王谷・中田・中又・墓地又排水路改修工事 H 22 年度計画 田浦 41・42 号線 ( 側道 ) の用地取得、天王谷排水路改修工事を予定
事業の目的	効果 ( 事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか ) 四国横断自動車道の早期完成。国・県・市・地元対策協議会との設計協議の合意事項であるが、側道の整備により渋滞緩和、アクセス向上、時間短縮など生活基盤が向上する。また、排水路の整備により浸水被害が軽減される。

総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか?	<input type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け	重点目標		基本目標
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	3	「街が輝く」
			中項目	1	魅力ある都市基盤の整備
			小項目	2	交流基盤の整備

( 理由 )  
 四国横断自動車道の整備は、市の活性化を図る重要な事業であるため、市は早期完成に向け国及び県と一体となり事業を推進しています。高速道路の整備は、主要都市間の移動時間の短縮、主要幹線道路の渋滞緩和など魅力ある都市基盤の整備に繋がります。側道整備は、地元住民の生活道路として整備され、渋滞緩和、アクセス向上、時間短縮など快適に暮らせる生活基盤の整備に繋がります。また、水路を改修することで浸水被害の軽減が図られ、快適に暮らせる生活基盤の整備に繋がります。

他の自治体の類似する政策との比較検討

県内の新直轄方式による整備区間は、阿南市、小松島市、徳島市の 3 市ですが、現在、設計協議が合意し、調印されている地区は、阿南市と小松島市の田野、新居見、田浦、前原地区です。  
 阿南市の合意事項は、側道整備、防犯灯整備 ( 供用後、状況に応じ検討 ) です。

市民参加の実施の有無とその内容 (  ・ 無 ) を入れてください。

事業の対象	対象（誰、何を対象にしているのか）
	国、県、市、地元対策協議会との設計協議の結果、合意に至った項目で側道整備、水路改修など平成22年度は田浦41・42号線（側道部分）の用地取得、天王谷排水路改修工事などを予定。
事業の意図	意図（事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか）
	四国横断自動車道の早期完成に向け国や県と一体となり事業推進する。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	（市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか）
	側道整備、水路改修等は地元対策協議会からの強い要望である。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか？	（社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺状況等は今後のどのように変化していくか）

事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	22年度	23年度	24年度	25年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	96,800	14,500	27,700	25,800	28,800	
		地 方 債	70,800	19,100	17,400	16,200	18,100	
		その他（利用者負担等）						
		一 般 財 源	23,800	6,400	5,900	5,400	6,100	
	A 直接事業費（千円）	191,400	40,000	51,000	47,400	53,000	0	
	人件費	正 規 職 員 数	12 人	3 人	3 人	3 人	3 人	人
		職 員 人 件 費	72,000	18,000	18,000	18,000	18,000	
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	人	人	人	人	人	人
		臨時・嘱託職員の賃金等						
	B 人件費計（千円） +	72,000	18,000	18,000	18,000	18,000	0	
A + B	263,400	58,000	69,000	65,400	71,000	0		
有効性について	この事務事業を行わない場合の影響はありますか？	<input type="checkbox"/> ある a <input type="checkbox"/> ない	理由	国、県、市、地元対策協議会との設計協議の合意事項のため、四国横断自動車道の事業自体が困難となる。				
	類似事業との整理統合はできないか？	<input type="checkbox"/> できない a <input type="checkbox"/> できる		類似事業が無い				
	成果をさらに向上させる余地はありますか？	<input type="checkbox"/> ない a <input type="checkbox"/> ある		生活道路、排水路など生活基盤の整備であり他への活用は困難と思われる。				
改善・効率化・見直しの方向性 上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性								
所属長による総合的なコメント								
<p>四国横断自動車道は、本市はもとより徳島東南部地域の物流や経済、観光、地域間交流などで地域に活力を促し、東南海・南海地震や災害時の緊急輸送、救急救命時において、必要不可欠な社会基盤であるため、本市としても国・県等の関係機関、地域の住民と連携を深め、早期完成に向け最大限の努力をする必要がある。</p> <p>なお、この事業は、国・県・市・地元対策協議会との設計協議の結果、合意に至った項目である。</p>								